

第1回提出書類

令和 年 月 日

(あて先) 札幌市子ども未来局支援制度担当部長

(所在地)

(法人名)

(代表者名)

印

(連絡先)

認可保育所等整備計画書 (分園)

認可保育所の整備計画について下記のとおり報告し、「認可保育所等整備事業者募集要項 (分園)」の規定に従い、事前協議書を提出いたします。

記

1 提出予定の事業 (該当するものをチェック)

補助事業 (新築) 自主事業 (新築)

2 整備予定施設の概要

種別/施設名	/											
開園予定日	令和 年 月 日											
	本園						分園					
所在地												
定員 受託区分 ※整備後の内訳は 計画人数を記入す ること。	人/乳幼児併設 (<input type="checkbox"/> 産休明け・ <input type="checkbox"/> 生後5か月 から就学前まで) ※該当するものをチェック						人/乳幼児併設 (<input type="checkbox"/> 産休明け・ <input type="checkbox"/> 生後5か月 から就学前まで) ※該当するものをチェック					
	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳
整備前の定員 内訳(2・3号)												
整備後の定員 内訳(2・3号)												
特別保育事業 (延長・一時保育)	<input checked="" type="checkbox"/> 一時預かり事業 (<input type="checkbox"/> 本園で行う <input type="checkbox"/> 分園で行う <input type="checkbox"/> 両方で行う) <input checked="" type="checkbox"/> 延長保育 <input type="checkbox"/> 18:00~19:00 <input type="checkbox"/> 18:00~20:00 (延長保育は、希望するものをチェック) <input type="checkbox"/> 休日保育 (日曜、祝日についても保育を行う場合はチェック)											

建物の構造	造 階建	造 階建
	※2階建以上の場合 (該当するものをチェック) <input type="checkbox"/> 耐火 <input type="checkbox"/> 準耐火 (「イ準耐」主要構造部を準耐火構造とするもの)	※2階建以上の場合 (該当するものをチェック、3階以上に保育室等を設ける場合は耐火のみ) <input type="checkbox"/> 耐火 <input type="checkbox"/> 準耐火 (「イ準耐」主要構造部を準耐火構造とするもの)
	避難階段等の設置 ()	避難階段等の設置 ()
建築年次 (経過年数) ※令和2年1月1日時点	昭和・平成__年__月__日建築 (経過年数: __年)	
延床面積	m ² (1階 m ² 、2階 m ² 、 3階 m ²)	m ² (1階 m ² 、2階 m ² 、 3階 m ²)
建築面積	m ²	m ²

3 分園整備予定地の状況

所在地	
本園までの距離	
面積/地目/用途地域	m ² / /
建ぺい率/容積率	%/ %
現在の所有者	
<p>用地の確保状況 (該当するものをチェック)</p> <input type="checkbox"/> 自己所有地を活用→ (抵当権の設定: <input type="checkbox"/> あり ・ <input type="checkbox"/> なし) <input type="checkbox"/> 贈与により取得→ (抵当権の設定: <input type="checkbox"/> あり ・ <input type="checkbox"/> なし) <input type="checkbox"/> 購入により取得 <input type="checkbox"/> 用地を賃借 (賃借料: _____円/年) →地上権・賃借権の設定期間 (_____年__月__日から _____年__月__日までの__年間) ※ 賃借料の財源については、既存事業から継続的に財源が確保される見込みがあること (過去3年間の決算状況から、すべての決算期において賃借料に充当可能な当期利益、当期剰余金等を有している等) の証明が必要。 ※ 社会福祉法人以外の者が不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合には、当面の支払いに充てるための1年間の賃借料に相当する額と1千万円 (1年間の賃借料が1千万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額) を基本として、事業規模に応じ、当該保育所が安定的に運営可能と札幌市が認める額を保有していることが必要。	
<p>設置位置の条件 (①~④のいずれもチェック)</p> <p>① 既存の保育施設等 (保育所、幼稚園及び認定こども園) との距離 → (敷地から敷地までの直線距離 300m以内 : <input type="checkbox"/>あり (園名) ・ <input type="checkbox"/>なし)</p> <p>② 地下鉄駅との距離 → (敷地から最短出口までの直線距離 800m以内 : <input type="checkbox"/>あり 駅・<input type="checkbox"/>なし)</p> <p>③ 店舗型風俗特殊営業施設との距離 → (敷地から敷地までの直線距離 200m以内: <input type="checkbox"/>なし)</p> <p>④ 風俗営業施設 (パチンコ店、ゲームセンター等) との距離 → (敷地から敷地までの直線距離 100m以内: <input type="checkbox"/>なし)</p>	

4 監査指導の結果について（□については、該当するものにチェックをしてください）

過去に文書指導事項（重大）又は行政処分がない。

過去に文書指導事項（重大）又は行政処分はある（_____年）が、現在は改善措置がなされ、委託費の弾力運用停止が解除されている。

※ 改善されているかどうかについては、最終的には札幌市が判断する。

5 事務担当者

担当者氏名			
役職等			
連絡先	電話		FAX
	E-mail		

（注意事項）

- (1) 保育所等整備交付金については、補助金に係る本市予算が成立しない場合や**保育所等整備交付金**の対象事業とならなかった場合にも事業化されませんのであらかじめ御了承ください。
- (2) この書類の提出のない方につきましては、第2回の提出書類である「保育所等整備に係る事前協議書」を提出する資格がなくなりますので御注意ください。